

徳島市水道局庁舎整備検討会議設置要綱

(設置)

第1条 徳島市水道局庁舎整備基本計画（以下「庁舎整備計画」という。）を策定するにあたり、徳島市水道局庁舎整備検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、庁舎整備計画の策定に必要な重要事項について審議し、徳島市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告を行う。

(組織)

第3条 検討会議は、委員7名程度で構成する。

- 2 委員は、知識経験を有する者、公募市民等の中から管理者が委嘱する。
- 3 委員の任期は、所掌事務の完了までとする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会議に会長及び副会長を置くこととし、委員の互選によって決める。

- 2 会長は、検討会議を代表し、会務を掌理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、会長が招集し、会長を議長として議事を執り行う。

- 2 検討会議は、委員の半数以上の出席をもって開催する。
- 3 決議を行う場合は、議長を除いた出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、検討会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

(会議等の公開)

第6条 検討会議は、原則として公開とする。ただし、検討会議の決定により、公開しないことができる。

- 2 検討会議の公開に関し、傍聴その他必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

(設置期間)

第7条 検討会議は、所掌事務が達成されたときに解散するとともに、当要綱は効果を失う。

(事務局)

第8条 検討会議の事務局は、水道局施設整備課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月21日から施行する。